

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の改定について

令和2年6月19日
食品生活衛生課

1 趣旨

現行の「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（以下「推進プラン」という。）の取組期間が今年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、推進プランを改定する。

2 策定の経緯

平成13年2月に生活協同組合連合会、農業協同組合中央会、消費者団体連絡協議会等からの「食品の安全に係る請願」が県議会において全会一致で採択されたことを受けて、基本方針（H15.3）と推進プラン（H16.3、期間3年）を策定し、適宜見直しながら食品の安全確保対策を推進してきた。

現行の推進プランは、平成27年度から平成31年度までのプランであったが、食品衛生法の改正を踏まえた改定とするため、期間を1年間延長して運用している。

3 改定の方法

関係各課及び保健所設置市の担当課等による食品安全対策行政連絡会議において、連携・調整を図るとともに、消費者、生産者、事業者及び学識経験者等で構成する食品安全推進協議会において、協議・検討を行う。

4 次期推進プランの方向性

(1) 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）（5年間）

(2) あるべき姿

みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会

現行の推進プランにおいて、生産者、事業者、消費者及び行政が主体的に役割を果たしながら取り組むための共通認識として定めた「あるべき姿」を引き継ぐ。

5 現行の推進プランの振り返り

(1) 目標の達成状況

施策体系		項目	目標値	実績値 (令和元年度)	達成度
I	衛生管理	HACCP 導入率	20%以上	11.3%	×未達成
		食中毒発生件数（過去5年平均）	100件以下	33件	◎達成
II	食品表示	食品表示一斉点検時の不適率	30%以下	32.4%	×未達成
		食品の偽装表示に対する不安意識の割合	30%以下	2.3%	◎達成
III	リスクコミュニケーション	食品の安全に関する正しい知識の保有割合	60%以上	51.9%	○概ね達成※
		アレルギー表示実施店舗数	1,000店舗以上	1,469店舗	◎達成
IV	危機管理	事業者等の相談窓口設置率	90%以上	95.4%	◎達成
		事業者等の危機管理マニュアル整備率	30%以上	49%	◎達成
V	人材育成	食品衛生責任者実務講習会の受講率	60%以上	35.7%	×未達成
		食品安全推進リーダー数	500人以上	629人	◎達成

10の数値目標のうち、◎達成が6つ、○概ね達成が1つ、×未達成が3つ

※過去5年の実績値平均が62.3%のため、概ね達成とした。

(2) 課題

食品の安全や安心に関する取組については、ある程度の成果を上げることができたが、まだ未達成の目標もあり、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

また、法改正をはじめとする社会情勢の変化などの影響を考慮し、新たな取組を進めていく必要がある。

6 次期推進プランのポイント

- 「あるべき姿」を具現化するものとして、10年後の目指す姿を設定
- 「あるべき姿」の実現に向けた施策体系の変更
- 生産者，事業者，消費者及び行政における改正食品衛生法に基づいた取組の導入

7 スケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定	現行のプランの振り返り 体系整理等			骨子案検討		素案検討				最終案検討		改定 公表
食品安 全推進 協議会				●骨子案			●素案				●最終案	
議会			●常任委員会 (改定概要)			●常任委員会 (骨子案)				●常任委員会 (素案)		